平成２６年（フ）第１４３号
群馬県高崎市吉井町吉井648番地１　三山ハイツ103号
破産者　吉田　哲夫
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６５号
埼玉県所沢市荒幡487番地の４
破産者　有限会社リフレエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目８番９号
破産者　株式会社Ｇｒｏｗｚ
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４９号
千葉県茂原市千町2331番地24
破産者　正継工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８６０８号
東京都大田区東六郷３丁目２－７－316
破産者　江城　雅和
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５５号
名古屋市名東区猪子石原３丁目201番地
破産者　株式会社ナウ
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０８７号
愛知県尾張旭市三郷町栄10番地　クレスト三郷５Ｃ号、登記簿上の本店所在地愛知県春日井市大手町３丁目22番地２
破産者　ケーテック建材株式会社
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３６４号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　村上食品株式会社
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８号
神戸市中央区江戸町101番地
破産者　有限会社クラッチ
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６号
北海道滝川市栄町３丁目９番２号
破産者　有限会社アイムライフプラン
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
青森市勝田２丁目７番３号
破産者　株式会社山脇謄写堂
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
秋田県北秋田市綴子字古関83番地
破産者　北秋田ＷＡＴＯＧＡ協同組合
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１０７０３号
埼玉県川口市大字石神731番地
破産者　有限会社荒井商店
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０４号
埼玉県川口市大字石神731
破産者　荒井　一郎
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０５号
埼玉県川口市大字石神731
破産者　荒井テルミ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８３５号
横浜市栄区飯島町501番地２Ｗ－902号室
破産者　Ｃｏｎｔｉｎｅｎｔａｌ　ｍｏｖｅｒｓ株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２１号
和歌山県紀の川市西大井110番地
破産者　有限会社東鉄工水道工業所
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４１号
香川県高松市瀬戸内町40番12号
破産者　株式会社セトウチ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９号
熊本県上益城郡山都町二津留158番地１
破産者　有限会社伊東軽運送
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第１７９号
沖縄県那覇市字天久932番地の２
破産者　株式会社長谷場商会
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２９０号
千葉市美浜区稲毛海岸４－６－17　ノーブルハイツ203号、破産手続開始時の住所札幌市手稲区前田９条15丁目９番20号
破産者　杉山　淳一
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８号
群馬県高崎市本郷町1765番地３
破産者　真下　吉幸
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部